

宮城県公報

発 行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

ページ

○保安林及び保安施設地区に係る皆伐面積の残存許容限度

(森林整備課)

—

告 示

○宮城県告示第九十五号

森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第三項の規定により、平成二十年度における保安林及び保安施設地区の皆伐による立木の伐採について、森林法(昭和二十六年法律第一百四十九号)第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の許容限度を次のとおり公表する。

平成二十一年二月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

皆伐面積の限度(ヘクタール)

保安林の種類
同一の単位とされる
保安林の種類

本吉地区

三九一・三三

北上川下流

三五八・一〇

石巻地区

三一五・七四

迫川地区

一、〇九五・八五

江合川上流

七四一・二九

鳴瀬川上流

一、二九九・〇〇

江合川 下流

〇・八四

鳴瀬川

〇・八四

黒川地区

二二四・二二

仙台地区

一、三六一・七九

白石地区

一、六三五・〇一

土砂流出防備保安林

本吉地区

二五・七一

北上川下流

八・一三

石巻地区

一九・七七

迫川地区

八〇・一七

江合川上流

一六六・四七

鳴瀬川上流

二五六・二〇

江合川 下流

一一・六五

黒川地区

三九・九八

仙台地区

五六・六六

白石地区

二〇五・五九

仙台市

八・八一

石巻市

三〇・三七

気仙沼市

一九・二二

白石市

三・三〇

角田市

二・〇八

登米市

八・七七

栗原市

三・一六

東松島市

四・〇八

大崎市

五九・六七

七ヶ宿町

五・一四

柴田町

一・七五

丸森町

二・七二

大和町

三・六〇

大郷町

〇・二六

加美町

六・七二

女川町

一四・〇二

南三陸町

一・四七

石巻市

一八・九六

気仙沼市

二・一四

東松島市

〇・二四

魚つき保安林

保健保安林

女川町
本吉町
南三陸町
宮城北部
宮城南部

〇・八八
〇・四四
〇・九四
二〇・七〇
七・一〇